

## ○八女西部広域事務組合八女西部清掃工場のごみ処理手数料条例

(昭和 49 年 2 月 26 日 条例第 21 号)

改正 昭和 51 年 12 月 8 日条例第 3 号 平成 10 年 11 月 30 日条例第 2 号  
昭和 56 年 10 月 19 日条例第 1 号 平成 18 年 3 月 1 日条例第 1 号  
平成 3 年 11 月 20 日条例第 1 号 平成 22 年 8 月 27 日条例第 3 号  
平成 5 年 12 月 27 日条例第 6 号 令和元年 12 月 10 日条例第 5 号  
平成 8 年 8 月 8 日条例第 1 号  
平成 9 年 4 月 4 日条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 6 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づき徴収するごみ処理手数料の額を定めることを目的とする。

(手数料の額)

第 2 条 ごみ処理手数料の額（消費税含む。）は、次の区分に応じ持込み時に 1 台につきこれを徴収する。ただし、組合長が特に理由があると認めるときは、この限りではない。

種 類	単 位	金 額	備 考
可燃ごみ・ 可燃性粗大ごみ	10 kg	150 円（消費税含む）	10 kg 増すごとに 150 円を加算する。 ただし、10 kg 未満のものは、10 kg とする。
不燃ごみ・ 不燃性粗大ごみ	10 kg	200 円（消費税含む）	10 kg 増すごとに 200 円を加算する。 ただし、10 kg 未満のものは、10 kg とする。

2 不燃・粗大ごみ処理施設から持込まれる破碎選別後の可燃ごみについては、組合長が別に定める。

(ごみの種類及び徴収の方法)

第 3 条 持込ごみの種類及び徴収方法等は、組合長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 12 月 8 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 51 年 12 月 8 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 10 月 19 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 57 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 11 月 20 日条例第 1 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 27 日条例第 6 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 8 月 8 日条例第 1 号）

この条例は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 4 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 11 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八女西部広域事務組合八女西部清掃工場のごみ処理手数料条例の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 10 日条例第 5 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。